# 騒音規制法に基づく規制基準等(20年1月末現在)

規制地域 京都市、福知山市(17年12月31日における福知山市の区域に限る。)、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市(17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。)、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町及び精華町の区域のうち、都市計画法(43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる用途地域(久御山町以外の区域にあっては、工業専用地域を除く。)として定められた区域

# ○特定工場等において発生する騒音の規制基準

		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	
		第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地 第2種中高層住居専用地 第 1 種 住 居 地 域 第 2 種 住 居 地 域 準 住 居 地 域	商 業 地 域準 工 業 地 域	工 業 専 用 地 域	
昼 間	午前8時~午後6時	4 5 dB	5 O dB	6 5 dB	7 O dB	
朝・夕	午前6時~午前8時 午後6時~午後10時	4 0 dB	4 5 dB	5 5 dB	6 O dB	
夜 間	午後10時~午前6時	4 O dB	4 O dB	5 O dB	5 5 dB	

第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を 有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5dBを減じた値(第2種区域にあっては夜間を除く。)。

### ○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

作 業 の 種 類	騒音の 大きさ		さない時間		の作業時間	同一場別における作業	日曜休日に
	人さる	第1号区域	第2号区域	<b>弗Ⅰ</b> 号区 璵	第2号区域	時間	おける作業
くい 打機を使用する作業 くい抜機を使用する作業 くい打くい抜機を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラントを設けて行う作業 アスファルトプラントを設けて行う作業 バックホウを使用する作業 トラクターショベルを使用する作業 プルドーザーを使用する作業		午後7時~翌日午前7時	午後10時~ 翌日午前6時	10時間	14時間	連続6日	禁止

- 第1号区域とは、規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館及び特別養護老人 ホームの敷地の周囲80メートルの区域内をいい、第2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
  - 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業を除く。 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

## ○白動市豚立に核る両誌限度

マ林のマハ	基準値		
区域の区分	昼間 (6時から22時)	夜間 (22時から6時)	
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 d B以下	5 5 d B以下	
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB以下	6 5 d B以下	
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域の うち車線を有する道路に面する区域	7 5 d B以下	70dB以下	
幹線交通を担う道路に近接する区域	7 5 d B以下	70dB以下	

幹線交通を担う道路に近接する区域とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道並びに自動車専用道路に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあっては、道路端から20mまでの範囲をいう。

### 区域の区分

区域の区分	該当地域			
a	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域			
b	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域			
С	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(久御山町の区域のものに限る。)			